

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第37号

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請の取下げ)</p> <p>第5条 法第5条第1項から第7項まで、第8条第1項（法第9条第1項又は第3項の規定による場合を含む。）、第10条又は第18条第1項の規定により申請を行った者は、当該申請に係る省令第6条、第9条、第15条又は第18条第2項の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げ場合は、申請取下届出書（第2号様式）により知事に届け出なければならない。</p> <p>(手数料納付票)</p> <p>第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の2の項から<u>584の7の項</u>までに規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条、第11条又は第18条第1項の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票（第6号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>	<p>(申請の取下げ)</p> <p>第5条 法第5条第1項から第5項まで、第8条第1項（法第9条第1項又は第3項の規定による場合を含む。）、第10条又は第18条第1項の規定により申請を行った者は、当該申請に係る省令第6条、第9条、第15条又は第18条第2項の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げ場合は、申請取下届出書（第2号様式）により知事に届け出なければならない。</p> <p>(手数料納付票)</p> <p>第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の2の項から<u>584の5の項</u>までに規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条、第11条又は第18条第1項の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票（第6号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>

第6号様式（第9条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

申請手数料額
申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請（ <input type="checkbox"/> 新築の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合） <input type="checkbox"/> 維持保全計画認定申請 <input type="checkbox"/> 変更認定申請（ <input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合） <input type="checkbox"/> 維持保全計画変更認定申請 <input type="checkbox"/> 許可申請
住宅性能評価書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
香川県証紙欄
※受付年月日・受付番号 年 月 日・第 号

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価書の交付の有無欄は、該当する□に「」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加してください。
- 4 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。

第6号様式（第9条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

申請手数料額
申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請（ <input type="checkbox"/> 新築の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合） <input type="checkbox"/> 変更認定申請（ <input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合） <input type="checkbox"/> 許可申請
住宅性能評価書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
香川県証紙欄
※受付年月日・受付番号 年 月 日・第 号

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価書の交付の有無欄は、該当する□に「」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加してください。
- 4 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。